

迫る適格退職年金の廃止期限



「適格退職年金の廃止」は、企業におけるトピックスとして忘れてはならないテーマです。適格退職年金は2012年3月末で廃止されることとなっており、新しい制度に移行するか解約しなければなりません。

直近の平成20年3月末のデータを見ると、適格退職年金の件数は32,826件となっています。平成19年3月末時点で適格退職年金は38,885件残っており、この時点で廃止期限まで5年でしたので、年平均7,777件減少させないと廃止期限までになくならないといていたのですが、ふたをあけてみると、平成19年度は6,059件しか減少していません。平成17年度中、平成18年度中の減少件数はそれぞれ7,671件、6,205件でした。このことを考えると、適格退職年金の減少度合は鈍っており、更に移行ペースをあげていかないと廃止期限までに移行が完了できないと思われます。

実質給付 削減の恐れ

加入者数で適格退職年金を見ると、平成20年3月末で443万人であり、同じ平成20年3月末の確定拠出年金の加入者数271.1万人を大幅に上回っており、確定給付企業年金506万人、厚生年金基金480万人と比べても、遜色ない数字です。これだけの加入者数をかかえている適格退職年金がうまく新制度に移行できないと、企業の従業員が不利益を被る可能性もあります。廃止期限以降、企業年金契約が継続できたとしても、企業年金の掛金が従業員に所得課税され、退職一時金が退職所得の扱いとならず、一時所得となる可能性があり、実質の給付が削減され、社会問題につながる恐れもあります。

移行できた企業にも別の問題が起きています。確定拠出年金や中小企業退職金共済には年金受給者は移行できませんので、年金受給者を残す閉鎖型の適格退職年金の問題があります。廃止期限移行、税制が変更されなければ年金に公的年金等控除が適用されなくなる可能性があり、やはり、実質の給付の削減につながるかもしれません。

新しい企業年金へ移行されていない現状

さらに、気になるのが、中小企業を中心に企業年金を導入している企業数が減少していることです。確定拠出年金と確定給付企業年金が2001、2002年に新しく創設されました。各法第1条には「公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」とあり、公的年金の補完的役割を一層強めています。

確定拠出年金は規約数2,856件、会社数11,022社(2008年9月末)、加入者数300.5万人(2008年8月末)、確定給付企業年金は、規約数3,101件、加入者数506万人(2008年3月末)と、その数を順調に増やしています。

結果として、適格退職年金から、この新しい企業年金へ順調に入れ替わっていると思いたいのですが、実態は、適格退職年金を廃止しただけで、新しい企業年金に移行していない「その他」のケースが中小企業を中心に大部

分を占めています。確定拠出年金で60歳前に途中で退職金が原則もらえないことや、確定給付企業年金は、中小企業にハードルが高いと思われることが、その移行を阻んでいるのではないのでしょうか。

公的年金を補完する企業年金が必要

老後生活の収入源として公的年金があり、国民年金や厚生年金保険があるのですが、実際にはこれだけで老後資金を全てカバーすることは難しいと思います。また、少子高齢化が進展しマクロ経済スライドが導入されていることや、公的年金の所要財源の確保も難しくなっており、給付水準の引き下げや更なる保険料の引き上げも視野に入れておかなければいけません。

そこで、公的年金を補完する役割を担う企業年金が今後更に重要となるのですが、残念ながら、適格退職年金の廃止に伴って、新しい企業年金に移行していない企業があり、年金給付機能を持つ確定拠出年金や確定給付企業年金が活用されていない場合があるのです。

中小企業退職金共済などの共済制度や、会社が直接実施する退職一時金制度も適格退職年金の移行先となりますが、いずれも一時金給付が中心であり、公的年金を補完するための年金給付機能としては弱い面があります。

規制緩和による適格退職年金移行問題の解決

このように老後資金を確実に確保していく年金機能を持つ企業年金を守るためにも、企業年金の規制緩和を実施して、導入しやすくすることが不可欠ではないのでしょうか。確定給付企業年金では簡易型の制度や各種の規制緩和が実施されており、その移行件数を順調に伸ばしています。

一方、確定拠出年金の規制緩和はどうでしょうか。10月30日に麻生総理大臣が発表された追加経済対策、生活対策に「企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）を導入する」が盛り込まれました。60歳前に給付される脱退一時金の規制緩和は今後の課題ですが、中小企業への確定拠出年金の導入を大きく促進するものと思いますので、一層の規制緩和を期待したいものです。

適格退職年金の移行を進めるために、規制緩和だけでなく、当局や企業年金を受託している金融機関等が取り組みを強化しています。

皆さんにおかれても、積極的に関与していただき、この移行問題を解決していくことが望まれます。

< 著者プロフィール >

中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント（生保協会認定FP）日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会（現企業年金連合会）、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。

生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488